佐賀県の最低賃金のお知らせ

『佐賀県最低賃金』は、改定され、<u>平成26年10月4日から</u>時間額が14円アップし、<u>1時間678円</u>となります。

ただし、佐賀県の特定(産業別)最低賃金は、下表のとおりですが、現在、改定の審議を行っています。 なお、陶磁器・同関連製品製造業については、平成26年10月4日以降は、新たな陶磁器・同関連製 品製造業の特定最低賃金が発効するまでは、678円の佐賀県最低賃金が適用されます。

品製造業の特定取低資金が完別するよどは、も			い。光刈りるようは、	0 / 0 円の圧臭朱取以具並が廻用でれるす。
聶	是低賃金の件名	1時間 (円)	効力発生年月日	適用される産業の範囲
佐	賀県最低賃金	664 ↓ <u>678</u>	平成25年 10月26日 ↓ <u>平成26年</u> 10月 4 日	 特定(産業別)最低賃金が適用されない全ての産業 次のいずれかに該当する労働者は、特定(産業別)最低賃金が適用される産業の労働者であっても、この佐賀県最低賃金が適用されます。 18歳未満又は65歳以上の労働者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
特定(産業別)最低賃金	一般機械器具製造業関係	770	平成25年 12月26日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	電気機械器具製造業関係	734	平成25年 12月27日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器 具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電 気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電 子計算機・同付属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製 造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造 業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産 業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会 社
	陶磁器·同関 連製品製造業	665	平成25年 12月8日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社

- (注) 1 最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトにも適用されます。
 - 2 最低賃金には、次の賃金等は含まれません。
 - (1) 賞与などの臨時の賃金
 - (2) 休日、時間外などの割増賃金
 - (3) 通勤手当(交通費)、家族手当及び精皆勤手当
 - 3 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

最低賃金以上となっているかどうかを調べる方法

すべての地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金については、時間額のみの表示となっています。 実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用され る最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合時間給≥最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)
- ③ ①、②以外(週給、月給額)の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

月給制の場合の 換算方法

佐賀県で働く労働者Aさんは

- ●年間所定労働日数260日
- ●月給117,520円

で働いています。

●所定労働時間は毎日8時間

佐賀県の最低賃金は、678円 (時間額)です。



1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

月給額×12か月 ≥ 最低賃金額 (時間額) 年間総所定労働時間

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると、

月給117,520円×12か月=678円年間所定労働日数260日×8時間=678円したがって、この場合は、最低賃金額以上であることになります。

最低賃金についての問合せは、

佐賀労働局 労働基準部 賃金室(Tel:0952-32-7179)又は最寄りの労働基準監督署(下記)へ

佐 賀労働基準監督署(Tel:0952-32-7133)

唐 津労働基準監督署(Tel:0955-73-2179)

武 雄労働基準監督署(Tel:0954-22-2165)

伊万里労働基準監督署(Tel:0955-23-4155)